

## DSRC システム定期券利用約款

芦有ドライブウェイ株式会社

### 第1条（目的）

この約款は、芦有ドライブウェイ株式会社（以下「会社」といいます。）が運用する ETC 車載器の WCN コードを活用した DSRC 通信システムによる定期券（以下、「DSRC 定期券」といいます。）による芦有ドライブウェイの通行について、その利用条件を定め、もって DSRC 定期券の利用者（以下、「お客様」といいます。）の利便向上を図ることを目的とします。

### 第2条（適用範囲）

- （1） 会社が発行する DSRC 定期券についてのご利用条件は、この約款の定めるところによります。
- （2） この約款が改定された場合、以後の DSRC 定期券による通行についてのご利用条件は、改定された約款の定めるところによります。
- （3） この約款に定めていない事項については、一般自動車道事業供用約款（平成 21 年 2 月 23 日 近運自一第 899 号認可 芦有ドライブウェイ株式会社）（以下、「供用約款」といいます。）に定めるものによります。

### 第3条（約款等の変更）

この約款及びこれに基づいて定められた規定を変更する場合は、会社は、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

### 第4条（お客様の同意）

お客様は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

### 第5条（利用範囲）

- （1） 会社が発行する DSRC 定期券を利用する事ができる道路は芦有ドライブウェイとし、その他の道路でのご利用はできません。
- （2） 会社が発行する DSRC 定期券の芦有ドライブウェイ内で利用する事のできる区間の種類は次のとおりです。
  - ① 芦屋 ～ 奥池 間
  - ② 奥池 ～ 宝殿 間
  - ③ 芦屋 ～ 宝殿 間
  - ④ 奥池 ～ 有馬 間
  - ⑤ 芦屋 ～ 有馬 間

## 第6条（定期券の種類）

会社が発行する DSRC 定期券の種類は、次のとおりです。

### ① 定期券の区間

前条第2項によるものとします。

### ② 定期券の期間

定期券は、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月とし、有効期間は各月の月末までとなります。

### ③ 車種

車種は、二輪自動車、普通自動車、マイクロバス及び大型自動車とします。ただし、営業用車両（緑ナンバー・黒ナンバー）は除きます。

## 第7条（発売）

- (1) DSRC 定期券の発売個所は、芦有ドライブウェイ本社事務所及び芦屋ゲートです。なお、DSRC 定期券の新規購入及び車両番号及び ETC 車載器の変更による書換えに伴う WCN コードの登録は芦有ドライブウェイ本社事務所で行います。
- (2) お客様が購入できる DSRC 定期券の種類は、前条①～③の組み合わせによることとなります。
- (3) お客様が DSRC 定期券を購入しようとする時は、別に定める DSRC 定期券購入申込書に必要事項を記載し、購入を申し込みます。
- (4) DSRC 定期券の購入は、現金による支払いに限ります。
- (5) DSRC 定期券の発売期間は、毎月末4日間から月初め3日間です。
- (6) 芦有ドライブウェイ本社事務所での発売は、本社営業時間内とします。芦屋ゲートでの発売は、WCN コードの登録を必要としない継続購入に限り、毎月末4日間の営業時間中とします。
- (7) DSRC 定期券の有効期間を終了し、更に継続して DSRC 定期券を購入する場合は、第1項から第5項により申込みを行い購入します。

## 第8条（効力）

- (1) DSRC 定期券は、新規購入の場合や、車両番号及び ETC 車載器の変更による書換えの場合には、DSRC システム登録の仕様により、新規購入及び書換えの翌日4時以降に使用することができます。
- (2) DSRC 定期券は、購入した車両にのみ使用することができます。
- (3) DSRC 定期券は、購入した区間のみ使用することができます。
- (4) DSRC 定期券は、有効期間の終了日の翌日以降であっても、更に継続して DSRC 定期券を購入する場合は、前条第5項に定める DSRC 定期券発売期間中まで使用することができます。

## 第9条（使用方法）

- （1） DSRC 定期券を用いて芦有ドライブウェイを通行するときは、芦有ドライブウェイ入口ゲートにおいて、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と入口 DSRC アンテナの通信により認証を行い、入場してください。
- （2） 出口ゲートでは、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と出口 DSRC アンテナの通信により認証を行い、出場してください。
- （3） 第5条第2項に示す DSRC 定期券利用区間外の出口ゲートで出場する場合は、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と出口 DSRC アンテナの通信により認証をさせたいうえで、DSRC 定期券の利用区間外の道路使用料金を追加で、現金、プリペイドカード、電子マネー又はクレジットカードによりお支払ください。

## 第10条（使用の停止又は制限）

次の場合には、DSRC 定期券の使用を停止又は制限をすることがあります。なお、これによって生じた不利益に関しては、会社は一切の責任は負いません。

- ① DSRC 定期券が偽造、変造又は不正に作成されたものであるとき。
- ② お客様が DSRC 定期券を違法に取得したとき、または違法に取得された DSRC 定期券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で DSRC 定期券を取得したとき。
- ③ DSRC 定期券を購入した車両番号以外の車両に使用したとき。
- ④ DSRC 定期券の有効期間を終了し、継続の購入をしないまま経過したとき。
- ⑤ ETC 車載器の故障、自動発券機または料金自動精算機、DSRC アンテナ、通信設備および回路の故障、停電、コンピュータ設備の異常ならびにシステムの一部または全部をメンテナンスにより休止する場合等により DSRC 定期券を認証できないときは、DSRC 定期券をご使用いただけません。この場合には、係員が対応します。
- ⑥ その他、不正利用の手段として使用した場合。

## 第11条（不正使用等）

- （1） DSRC 定期券は、前条①～④及び⑥に該当する場合、無効として使用を停止します。
- （2） 前条①～④及び⑥に該当し、不正に道路を利用した場合は、当該利用区間の道路使用料金のほかにその倍額に相当する金額を合わせて徴収いたします。

## 第12条（その他の発行）

- （1） 車両の買換え等により車両番号が変更となった場合や ETC 車載器が変更となった場合は、芦有ドライブウェイ本社事務所にて DSRC 定期券の書換えを行います。
- （2） 修理、車検等で一時的に代車に乗り換える場合は、芦有ドライブウェイ本社事務所にて DSRC 定期券の書換え等を行います。
- （3） 第1項の書換え等に係る手数料は 100 円（税込み）第2項の書換え等に係る手数料は無料とします。

### **第 13 条（払い戻し）**

DSRC 定期券が不要となった場合は、芦有ドライブウェイ本社事務所にて、払い戻しの請求をすることができます。この場合、供用約款第 8 条の関係各項により払い戻しを行います。

### **第 14 条（個人情報の取扱）**

DSRC 定期券の発行及び管理のために会社が取得したお客様の個人情報は、当該目的のみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。また、取得したお客様の個人情報が不要となった場合は、会社は速やかに当該情報を破棄します。

### **第 15 条（管轄裁判所）**

本約款に基づくお取引に関し、万一会社との間に紛争が生じた場合は、会社の本社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

### **第 16 条（準拠法）**

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

### **第 17 条（お問い合わせ先）**

お客様からのご相談窓口は、芦有ドライブウェイ(株)本社事務所となります。

附則 本約款は、2022 年 4 月 4 日から適用します。